

「国際知財司法シンポジウム2017～日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決～」の概要



知的財産高等裁判所 所長
清水 節

第1 はじめに

知的財産高等裁判所（知財高裁）では、経済活動のグローバル化を背景とする知的財産紛争の国際化への対応として、平成29年10月30日から11月1日までの3日間、「日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決」をテーマとする「国際知財司法シンポジウム2017」を開催した。このような知的財産に関する国際シンポジウムは、裁判所の主催としては初めての試みであったが、幸いにして3日間の合計で内外から延べ約1300名もの人々の参加を得ることができた。本稿では、まず、この国際シンポジウムの目的や概略などを報告することとし、本誌45頁以下において、各開催日毎にその具体的内容を紹介していきたい。

第2 国際シンポジウムの背景及び目的

1 国際シンポジウムの背景

従来から、特許権、商標権や著作権などの知的財産権は、国際的な側面を持ち、多国籍間の条約締結を始めとする様々な国際的な協調が図られてきた。さらに、近年は、企業や個人の経済活動がグローバル化するとともに、インターネットを中心とする国境を越えた情報通信が発達し、IoTやAIをコアとする技術革新（第4次産業革命）が急速に進展する中で、知的財産に関する紛争の国際化も一段と進んでいる。しかも、知的財産権の分野では、同じ特許や商標について、複数の国で権利化が進められたり、侵害訴訟が提起されることがあり、それに対応する司法判断も、一致したり異なることがある。このような状況の中で、国際的な知的財産紛争の適切な解決のために、他国の法制度や訴訟運営を相互に認識し理解することが肝要であることはいうまでもない。ことに、経済発展が著しいアジア地域の新興国では、知的財産を専門に扱う裁判所を設立して運営することや、知的財産訴訟を円滑に審理する裁判官や弁護士等を育成することが、各国にとっての重要な課題となっている。

そこで、最高裁及び知財高裁では、こうした知的財産紛争及び知的財産法制度のグローバル化に対応するため、世界各地で毎年開催される知的財産に関する国際会議へ積極的に裁判官を派遣する一方、世界各国から知的財産に関係する裁判官、弁護士、弁理士、研究者、政府職員、企業関係者等を多数受け入れ、相互に活発な意見交換を行ってきた。海外からの来訪者は、平成17年の知財高裁設立以降10年間で合計2000名を超え、その後も毎年300名を超える人員を受け入れて